

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	苫小牧市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/mynumber/

執行機関名 苫小牧市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例(平成4年条例第4号)による母子家庭等の保護者に対する入学援助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		苫小牧市個人番号の利用に関する条例 別表1 第1項第7号 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例(平成4年条例第4号)による母子家庭等の保護者に対する入学援助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号) 第1条	苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例(平成4年条例第4号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、小学校又は中学校に入学する児童がいる母子家庭等の生活を援助するため、当該児童について入学援助金を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例(平成4年条例第4号) 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例施行規則(平成4年3月31日規則第11号)